

議案第41号

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 2 月24日

つくば市長 市 原 健 一

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条を次のように改める。

（給料）

第5条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮したものでなければならない。

第6条の見出しを「（給料表及び等級別基準職務表）」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の2項を加える。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政職給料表 行政職給料表等級別基準職務表（別表第4）

(2) 医療職給料表 医療職給料表等級別基準職務表（別表第5）

(3) 消防職給料表 消防職給料表等級別基準職務表（別表第6）

4 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

第7条第1項中「級は」の次に「，等級別基準職務表のほか」を加える。

第26条第1項中「勤務成績」を「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

別表第3の次に次の3表を加える。

別表第4（第6条関係）

行政職給料表等級別職務基準表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 主事の職務 2 技師の職務
2 級	1 主任の職務 2 主任技師の職務
3 級	主査の職務
4 級	1 係長の職務 2 主任主査の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長の職務
7 級	次長の職務
8 級	部長の職務

別表第5（第6条関係）

1 医療職給料表(2)等級別職務基準表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 栄養士の職務 2 理学療法士の職務 3 作業療法士の職務
2 級	1 臨床心理士の職務 2 臨床発達心理士の職務 3 管理栄養士の職務 4 相当困難な業務を行う栄養士の職務 5 相当困難な業務を行う理学療法士の職務 6 相当困難な業務を行う作業療法士の職務
3 級	1 困難な業務を行う臨床心理士の職務 2 困難な業務を行う臨床発達心理士の職務 3 困難な業務を行う管理栄養士の職務 4 困難な業務を行う栄養士の職務 5 困難な業務を行う理学療法士の職務 6 困難な業務を行う作業療法士の職務
4 級	1 特に困難な業務を行う臨床心理士の職務 2 特に困難な業務を行う臨床発達心理士の職務 3 特に困難な業務を行う管理栄養士の職務 4 特に困難な業務を行う栄養士の職務 5 特に困難な業務を行う理学療法士の職務 6 特に困難な業務を行う作業療法士の職務
5 級	1 極めて困難な業務を行う臨床心理士の職務 2 極めて困難な業務を行う臨床発達心理士の職務 3 極めて困難な業務を行う管理栄養士の職務 4 極めて困難な業務を行う栄養士の職務 5 極めて困難な業務を行う理学療法士の職務 6 極めて困難な業務を行う作業療法士の職務

2 医療職給料表(3)等級別職務基準表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師又は看護助手の職務
2 級	1 相当困難な業務を行う准看護師又は看護助手の職務 2 看護師の職務 3 保健師の職務
3 級	1 困難な業務を行う准看護師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う保健師の職務
4 級	1 特に困難な業務を行う准看護師の職務 2 特に困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う保健師の職務
5 級	1 保健センターの所長の職務 2 極めて困難な業務を行う准看護師の職務 3 極めて困難な業務を行う看護師の職務 4 極めて困難な業務を行う保健師の職務

別表第 6（第 6 条関係）

消防職給料表等級別職務基準表

職務の級	基準となる職務
1 級	消防士の職務
2 級	消防副士長の職務
3 級	消防士長の職務
4 級	1 消防司令補の職務 2 消防司令の職務

5 級	1 困難な業務を行う消防司令の職務 2 消防司令長の職務
6 級	困難な業務を行う消防司令長の職務
7 級	消防監の職務
8 級	消防正監の職務

(つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和62年つくば市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年つくば市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成14年つくば市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第17条中「6月及び12月に職員の」を「6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の」に改める。

第18条中「6月及び12月に職員の勤務成績」を「基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員に対して、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

(つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第5条 つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

(つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年つくば市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 休業の状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定による改正後のつくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における業務の状況に係る報告について適用し、平成27年度までの年度における業務の状況に係る報告については、なお従前の例による。

つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする 第2条－第4条 （略） <u>（給料）</u> 第5条 <u>各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮したものではない。</u> <u>（給料表及び等級別基準職務表）</u> 第6条 この条例に定める給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 （1）行政職給料表（別表第1） （2）医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) ウ 医療職給料表(3) （3）消防職給料表（別表第3） 2 前項の給料表は、第28条に規定する職員以外の<u>全て</u>の職員に適用するものとする。 <u>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、次</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。 第2条－第4条 （略） <u>（職務の級）</u> 第5条 <u>職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に規則で定める。</u> <u>（給料表）</u> 第6条 この条例に定める給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。 （1）行政職給料表（別表第1） （2）医療職給料表（別表第2） ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) ウ 医療職給料表(3) （3）消防職給料表（別表第3） 2 前項の給料表は、第28条に規定する職員以外の<u>すべて</u>の職員に適用するものとする。

の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政職給料表 行政職給料表等級別基準職務表（別表第4）

(2) 医療職給料表 医療職給料表等級別基準職務表（別表第5）

(3) 消防職給料表 消防職給料表等級別基準職務表（別表第6）

4 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第7条 職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、規則で定める基準に従い決定する。

2－10 （略）

第8条－第25条 （略）

（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても、同様とする。

2－5 （略）

第27条－第32条 （略）

附則 （略）

別表第1－別表第3 （略）

別表第4（第6条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	<u>1 主事の職務</u>
	<u>2 技師の職務</u>

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第7条 職員の職務の級は_____，規則で定める基準に従い決定する。

2－10 （略）

第8条－第25条 （略）

（勤勉手当）

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第14項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績

_____に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても、同様とする。

2－5 （略）

第27条－第32条 （略）

附則 （略）

別表第1－別表第3 （略）

<u>2 級</u>	<u>1 主任の職務</u> <u>2 主任技師の職務</u>
<u>3 級</u>	<u>主査の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>1 係長の職務</u> <u>2 主任主査の職務</u>
<u>5 級</u>	<u>課長補佐の職務</u>
<u>6 級</u>	<u>課長の職務</u>
<u>7 級</u>	<u>次長の職務</u>
<u>8 級</u>	<u>部長の職務</u>

別表第 5（第 6 条関係）

1 医療職給料表(2)等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	<u>1 栄養士の職務</u> <u>2 理学療法士の職務</u> <u>3 作業療法士の職務</u>
<u>2 級</u>	<u>1 臨床心理士の職務</u> <u>2 臨床発達心理士の職務</u> <u>3 管理栄養士の職務</u> <u>4 相当困難な業務を行う栄養士の職務</u> <u>5 相当困難な業務を行う理学療法士の職務</u> <u>6 相当困難な業務を行う作業療法士の職務</u>
<u>3 級</u>	<u>1 困難な業務を行う臨床心理士の職務</u> <u>2 困難な業務を行う臨床発達心理士の職務</u> <u>3 困難な業務を行う管理栄養士の職務</u> <u>4 困難な業務を行う栄養士の職務</u> <u>5 困難な業務を行う理学療法士の職務</u> <u>6 困難な業務を行う作業療法士の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>1 特に困難な業務を行う臨床心理士の職務</u>

	<u>2 特に困難な業務を行う臨床発達心理士の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う管理栄養士の職務</u> <u>4 特に困難な業務を行う栄養士の職務</u> <u>5 特に困難な業務を行う理学療法士の職務</u> <u>6 特に困難な業務を行う作業療法士の職務</u>
5 級	<u>1 極めて困難な業務を行う臨床心理士の職務</u> <u>2 極めて困難な業務を行う臨床発達心理士の職務</u> <u>3 極めて困難な業務を行う管理栄養士の職務</u> <u>4 極めて困難な業務を行う栄養士の職務</u> <u>5 極めて困難な業務を行う理学療法士の職務</u> <u>6 極めて困難な業務を行う作業療法士の職務</u>

2 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師又は看護助手の職務
2 級	<u>1 相当困難な業務を行う准看護師又は看護助手の職務</u> <u>2 看護師の職務</u> <u>3 保健師の職務</u>
3 級	<u>1 困難な業務を行う准看護師の職務</u> <u>2 困難な業務を行う看護師の職務</u> <u>3 困難な業務を行う保健師の職務</u>
4 級	<u>1 特に困難な業務を行う准看護師の職務</u> <u>2 特に困難な業務を行う看護師の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う保健師の職務</u>
5 級	<u>1 保健センターの所長の職務</u> <u>2 極めて困難な業務を行う准看護師の職務</u> <u>3 極めて困難な業務を行う看護師の職務</u> <u>4 極めて困難な業務を行う保健師の職務</u>

別表第6（第6条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	<u>消防士の職務</u>
<u>2 級</u>	<u>消防副士長の職務</u>
<u>3 級</u>	<u>消防士長の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>1 消防司令補の職務</u> <u>2 消防司令の職務</u>
<u>5 級</u>	<u>1 困難な業務を行う消防司令の職務</u> <u>2 消防司令長の職務</u>
<u>6 級</u>	<u>困難な業務を行う消防司令長の職務</u>
<u>7 級</u>	<u>消防監の職務</u>
<u>8 級</u>	<u>消防正監の職務</u>

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u>及びつくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）第16条の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めるものとする。 第2条 （以下略）	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u>及びつくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）第16条の規定に基づき、職員の特種勤務手当に関する事項を定めるものとする。 第2条 （以下略）

つくば市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は，地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u>の規定に基づき，職員の勤務時間，休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （以下略）	（趣旨） 第1条 この条例は，地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u>の規定に基づき，職員の勤務時間，休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （以下略）

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）新旧対照表
（第4条関係）

改正後	改正前
第 1 条—第 1 6 条 （略） （期末手当） 第 1 7 条 期末手当は、<u>6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員に対して、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の</u>在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 （勤勉手当） 第 1 8 条 勤勉手当は、<u>基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員に対して、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 第 1 9 条 （以下略）	第 1 条—第 1 6 条 （略） （期末手当） 第 1 7 条 期末手当は、<u>6 月及び12月に職員の</u> _____ _____在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 （勤勉手当） 第 1 8 条 勤勉手当は、<u>6 月及び12月に職員の勤務成績</u> _____ _____に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 第 1 9 条 （以下略）

つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）新旧対照表

(第5条関係)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに第6条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条－第7条 （略） （育児短時間勤務職員等についての特例） 第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律_____第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）についての第6条第2項の規定の適用については、同条第2項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 第9条 （以下略）	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条並びに第6条第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条－第7条 （略） （育児短時間勤務職員等についての特例） 第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第10条第3項</u>の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）についての第6条第2項の規定の適用については、同条第2項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 第9条 （以下略）

つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年つくば市条例第18号）新旧対照表
（第6条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) （略） <u>(2) 人事評価の状況</u> <u>(3) 給与の状況</u> <u>(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(5) 休業の状況</u> <u>(6) 分限処分及び懲戒処分の状況</u> <u>(7) サービスの状況</u> <u>(8) 退職管理の状況</u> <u>(9) 研修の状況</u> <u>(10) 福祉及び利益の保護の状況</u> <u>(11) 競争試験及び選考の状況</u> <u>(12) その他市長が必要と認める事項</u> 第4条 （以下略）	第1条・第2条（略） （報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) （略） <u>(2) 給与の状況</u> <u>(3) 勤務時間その他の勤務条件の状況</u> <u>(4) 分限処分及び懲戒処分の状況</u> <u>(5) サービスの状況</u> <u>(6) 研修の状況</u> <u>(7) 勤務成績の評定の状況</u> <u>(8) 福祉及び利益の保護の状況</u> <u>(9) 競争試験及び選考の状況</u> <u>(10) その他市長が必要と認める事項</u> 第4条 （以下略）